解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月八日

福島県東白川郡塙町大字片貝字殿畑六〇

財団法人小野田自然塾

代表清算人　近藤　洋成

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月十一日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月八日

三重県伊勢市岩渕一丁目七番一七号

財団法人伊勢市民俗行事保存会

代表清算人　奥野　勇

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年八月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月八日

京都府綾部市旭町寺ノ前三番地

旭町生産森林組合

代表清算人　山口　廣志

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年三月十八日開催の通常総会の決議により、平成二十六年六月二十日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月八日

千葉県君津市藤林四五一番地

君津市藤林土地改良区

代表清算人　笈川　彰

配当公告

岡山市南区新保六八〇番地の六

破産者　株式会社フルヤマ

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年（フ）第四二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六一、二三三、〇〇六円

一、配当することのできる金額

金三七、七二五、二九三円

平成二十六年九月八日

岡山市中区浜一丁目七―三〇―二五　いちもと法律事務所

破産管財人　弁護士　市本　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市緑ケ丘一丁目二一番地八、最後の住所北海道北見市緑ケ丘一丁目九番二五号

被相続人　亡　木下　満治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月八日

事務所北海道北見市北二条西三丁目朝田ビル四階

相続財産管理人　弁護士　川村　悠佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区汲沢七丁目二一一番地、最後の住所横浜市戸塚区汲沢七丁目四番一五号

被相続人　亡　住吉マサヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月八日

横浜市中区日本大通一八　KRCビルディング九階

相続財産管理人　弁護士　山本　安志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市二〇八六番地、最後の住所長野県伊那市西箕輪八〇三八番地四大萱の里

被相続人　亡　白鳥　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月八日

長野県伊那市中央四五〇二番地

相続財産管理人　戸田　雅博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区荒子町字亭方西二五番地、最後の住所愛知県名古屋市中川区荒江町二四番一三号　被相続人　亡　近藤　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月八日

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目三番二一号いとうビル二Bみらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中西　健文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区狩口台四丁目一番地、最後の住所神戸市垂水区狩口台四丁目三七番三〇一号

被相続人　亡　太田　笑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月八日

神戸市中央区小野柄通六丁目一番五号福興緑ビル三階みなとこうべ司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　澤井　靖人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市上深川町一九七番地、最後の住所奈良市上深川町一九七番地

被相続人　亡　中戸川　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月八日

奈良市大宮町六丁目九番地一〇　田澤ビル三階

相続財産管理人　林　伊知郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市松山町鳥見山字上新屋敷六〇五〇番地、最後の住所不明

被相続人　亡　瓜生　繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月八日

岡山市北区平野一四七番地一

相続財産管理人　松田　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市吉田町川本一五二三番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菅崎　勝巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月八日

事務所広島県三次市十日市南一丁目四番八号水本ビル四階

相続財産管理人　弁護士　前田　剛志

第24期決算公告

2014年6月24日

宮城県仙台市青葉区上愛子字松原48番2

株式会社アドバンテスト研究所

代表取締役社長　清水　雅男

貸借対照表の要旨　（2014年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	99,008	流動負債	77,934
固定資産	40,952	役員賞与引当金	1,279
		その他	76,655
		負債合計	**77,934**
		株主資本	62,026
		資本金	50,000
		資本剰余金	12,026
		利益準備金	6,600
		その他利益剰余金	5,426
		（うち当期純利益）	（257）
		純資産合計	**62,026**
資産合計	139,960	**負債・純資産合計**	139,960